

本市に寄せられた相談のうち、若者に多い相談事例

スマホで稼げる副業サイト

インターネットで見つけた副業サイトに登録し、契約するとサポートすると言われたが、全く稼ぐことができない。

☞ 「おいしい話」と「高額な契約」は要注意です。契約前に冷静に考え、不必要な契約はきっぱりと断りましょう。



エステティック、美容医療

エステティックの無料お試し体験に行くと、店で契約をしつこく勧誘され、高額なコースを契約してしまった。解約したい。



☞ 契約前に施術内容・単価・回数・金額・期間などをよく確認し、慎重に検討しましょう。また、クーリングオフ、中途解約が可能な場合があります。

賃貸アパート

賃貸アパートの申込みを撤回したところ、敷金や初期費用の返還を拒まれた。

☞ 契約前に申込金を支払っていたとしても、契約に至らなかった場合はこれを返金してもらうことができます。



若者に多い消費者トラブル
成年になりたての若者は、契約に関する知識や社会経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま契約を結んでしまう傾向にあります。若者自身が巻き込まれていないか、家族や周囲の人が見守ることも大切です。



5月は消費者月間

考えよう！
大人になるとできること、
気をつけること

成年年齢が引き下げられました

民法の改正により、4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、「18歳から大人」になりました。大人になると、自分でできることが増える一方、責任も生じることになるため、自分の行動が今後どのような影響をもたらすのかをしっかりと理解して行動していく必要があります。

【消費生活センター】

18歳になれば何ができるの？

成年年齢に達した人は、法律上は父母の親権に従わなくてもよくなります。例えば、親権者の同意がなくても自分の意思でさまざまな契約ができ、自分の住む場所、進学や就職などの進路も自分の意思で決定できるようになります。

18歳になったらできること

部屋を借りる

クレジットカードの作成

スマートフォンの購入

20歳までできないこと

公営ギャンブル

飲酒

喫煙

契約には責任が

伴います

大人になると、未成年として保護されていたさまざまなことが取り払われ、一人の大人としての選択と責任ある行動が求められます。親権者の同意を得ずに自分の意思で契約できる一方、今までできていた未成年者契約（未成年者が親権者の同意を得ずに結んだ契約）の取消しができなくなります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

消費生活センターへ

ご相談ください

消費生活センターでは、専門的な知識を持つ消費生活相談員が、トラブル解決のための助言、あっせん、情報提供などを行なっています。一人で悩まず、困ったことがあれば迷わずご連絡ください。

問い合わせ

- 消費生活センター（相談専用）
☎ 33・1227
- 消費者ホットライン ☎ 188

消費生活センターの

取り組み

消費生活センターでは、相談業務のほかにも、啓発活動や情報発信を行なっています。

● 出前講座

「契約」について、正しい知識やもしもの時の対処法を学ぶ出前講座を実施しています。



● 注意喚起リーフレットの送付

令和4年度中に成年になる市民に消費者トラブルの注意喚起リーフレットを送付しました。



● LINEアカウントで情報発信

橋本市消費生活センター公式LINEアカウントでは、消費生活に関する緊急速報やお役立ち情報を月に数回配信しています。橋本市消費生活センター公式LINEアカウント（下の二次元コード）から友だち登録をお願いします。

